みんなの税金

税金は納期内に納めましょう

●問い合わせ先　税務課　☎(248)1114

市民の皆さんが納める市税は、安全で快適な生活を送るために欠かせない市の貴重な財源です。納付は左記の金融機関のほか、コンビニエンスストアでもできます。

税金は必ず納期内に納めましょう。

市税の納付は口座振替が便利

口座振替の手続きを行なうと、金融機関などへ納付に行く必要もなく、納め忘れの心配もありません。

年度途中の申し込みもできます。

▼口座振替や納付ができる金融機関

菊池地域農業協同組合・肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・熊本県信用組合・ゆうちょ銀行

▼手続きに必要なもの

・預金通帳(口座番号確認のため)
・金融機関届出印
・納税通知書(納税義務者確認のため)

▼受付場所

税務課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所、右記の市内金融機関

日曜開庁でも納付できます

▼とき

毎週日曜日　午前9時～午後1時

▼ところ　税務課

市税などを滞納すると、延滞金の加算や財産の差し押さえが行なわれることになります。何らかの理由で納期内納付が困難な場合はご相談ください。

▼令和４年度　市税の納期限と口座振替日

	軽自動車税	市県民税・固定資産税・国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書提出期限
全　期	5月31日(火)		左記と同じ	4月28日(木)
第１期		6月30日(木)		5月31日(火)
第２期		8月 1日(月)		6月30日(木)
第３期		8月31日(水)		7月29日(金)
第４期		9月30日(金)		8月31日(水)
第５期		10月31日(月)		9月30日(金)
第６期		11月30日(水)		10月31日(月)
第７期		12月28日(水)	12月26日(月)	11月30日(水)
第８期		1月31日(火)	左記と同じ	12月28日(水)

※ゆうちょ銀行の口座振替依頼書提出は、上記の提出期限よりさらに１カ月前までです

令和４年度軽自動車税(種別割)の減免申請

申請により1台に限り軽自動車税の減免を受けられます。

▼対象

・障害者手帳をお持ちの人が所有する軽自動車など
・精神障がいがある人または18歳未満の身体障害者手帳をお持ちの人と同一生計の家族などが所有し、通院、通学などに使う軽自動車など

※障がいの程度により該当にならない場合があります

※普通自動車税の減免を受ける人は軽自動車税の減免を受けられません

▼申請期限　納税通知書が届いてから5月24日(火)(平日のみ)

※納税通知書は5月初旬に郵送します

※申請期間外は受け付けできません

▼必要書類等

①納税通知書(納付せずにお持ちください)
②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
③運転者の運転免許証
④自動車検査証(車検証)
⑤所有者のマイナンバーが分かるもの
⑥運転者が障がい者本人以外の場合はその他添付書類

※詳しくは市ホームページで確認してください

▼受付場所　税務課

固定資産税課税台帳を縦覧・閲覧できます

▼縦覧　納税者が市内の土地・家屋の価格を確認できます。

※縦覧期限　6月30日(木)(平日のみ)

▼閲覧　納税者などが自己資産の内容を確認できます。(通年)

▼手数料　無料

▼必要なもの　資格者であると確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカード・保険証・賃貸借契約書・売買契約書など)

▼受付場所　税務課

▼縦覧・閲覧ができる人

資格者	縦　覧	閲　覧
納税者	○	○
免税点未満※により課税が発生しない人	×	○
納税者の同居の親族	○	○
別居の親族(委任状が必要)	○	○
納税管理人	○	○
借地人・借家人	×	○ 当該権利の目的である土地・家屋に限る
1月1日以降の新所有者	×	○

※同一市町村に有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が一定の額に満たない(土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満)こと

運動で健康づくりに取り組みませんか

ユーパレス弁天プール・トレーニングジム利用券補助

●問い合わせ先　健康づくり推進課　(ヴィーブル内)　☎(248)1173

ユーパレス弁天を利用して健康づくりを始めませんか。ユーパレス弁天のプールまたはトレーニングジムを利用できる補助券を交付します。1回につき200円を補助します。

▼対象

次のすべてを満たす人
・国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人
・本年度中に満40歳以上になる人
・保険税(保険料)の滞納がない世帯の人
・国民健康保険加入者の場合、令和3年度中に特定健診(人間ドックを含む)を受診した人

※国民健康保険・後期高齢者医療制度の保健事業の一環であるため社会保険に加入している人は対象外です

▼交付枚数・募集人数

①国民健康保険加入者(1人50枚)
・先着300人(受け付け中)
②後期高齢者医療制度加入者(1人50枚)
・先着100人(受け付け中)

▼申込場所

健康づくり推進課(ヴィーブル内)

▼持ってくるもの

保険証

市国民健康保険・後期高齢者医療保険加入の人へ

令和４年度人間ドック受診費用を補助します

●問い合わせ先　健康づくり推進課　(ヴィーブル内)　☎(248)1173

人間ドック受診費用の一部を補助します。健診受診は健康づくりの第一歩です。早期発見・早期治療のため、定期的に受診しましょう。

▼対象(いずれも先着順)

①国民健康保険加入者(900人)
・令和4年4月1日時点および受診日において国民健康保険に加入している人
・本年度中に満40歳以上になる人
・国民健康保険税の滞納がない世帯の人
・特定健診(集団健診・個別健診)を受けない人
②後期高齢者医療制度加入者(140人)
・受診日時点で、後期高齢者医療制度に加入している人
・後期高齢者医療保険料の滞納がない人
・後期高齢者健診(集団健診・個別健診)を受けない人

▼補助の内容

人間ドック検診料金の7割以内で、上限25、000円

▼申込期間

5月17日(火)～6月10日(金)

※期間を過ぎた場合は受け付けできません

▼申込場所

健康づくり推進課(ヴィーブル内)、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

▼持ってくるもの

保険証

※コース内容・料金表、人間ドック補助金申請書などは5月10日(火)以降に各申込窓口に配置します

▼注意事項

・受診日前に国民健康保険の資格を喪失(社会保険への加入など)した人には補助ができません。
・特定健診・後期高齢者健診との二重受診などで補助対象に該当しないことが判明した場合は、全額受診者負担となります。